

完成橋梁マイクロフィルムの作成に関する特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、静岡県が管理する橋長2.0m以上の道路橋（側道橋及びBOXカルバートを含む）の工事について適用する。

第2条 請負者は、工事完了時に下記の図面についてマイクロフィルム化しアパーチュアカードを作成して監督員に提出するものとする。

(アパーチュアカード化対象図面)

平面図・縦断面図・橋梁一般図・構造図・その他保管が必要な図面

第3条 請負者は、工事完了後に下記の設計関連図書についてマイクロフィルム化しフィッシュフィルムを作成して監督員に提出するものとする。

(フィッシュフィルム化対象図書)

設計計算書、材料計算書、契約書、橋梁設計調書、概要書、その他保管が必要な図面

第4条 マイクロフィルム（アパーチュアカード及びフィッシュフィルム（以下同じ））の作成費用は、共通仮設費率に含むものとする。

第5条 マイクロフィルムの提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。

第6条 マイクロフィルムの作成については、「完成橋梁マイクロフィルム作成要領」によるものとし、監督員の承諾または指示を受けることとする。